

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成16年度第7回会議）
開催日時	平成16年9月2日 午後1時から午後3時まで
開催場所	田無庁舎 502会議室
出席者	（出席者） 森田会長、本間副会長、海老沢委員、川又委員、清水（幸）委員、祐成委員、村松委員、橋本委員 （欠席者） 齋藤委員、猪原委員、梅村委員、清水（文）委員、 （事務局・職員） 富田子育て支援課長、村野保育課長、神谷主査、白戸主事
議題	保育所入所選考基準の改定について
会議資料の名称	（1）西東京市保育所入所選考基準指数表（事務局修正案） （2）西東京市保育所入所選考基準指数表（事務局案2） （3）「西東京市入所選考基準」にかかる子ども福祉審議会における入所基準の改定について
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>森田会長：</p> <p>第5回、6回と入所基準について議論してきましたが、一応今日が最後の予定となっています。しかし、事務局の方からこの前に議論しました民間委託に伴う入所基準の関係で、意見をいただきたいことがあるとのことですので、その議論まで今日済めば今回を最終回として入所基準を確定するという事を考えています。もし終わらないようでしたら、この審議会を1回増やすということも考えています。これは今日の議論がどこまで進展するかというところで最終的に考えたいと思いますので、その点ご配慮いただいた上で本日の議論を始めたいと思います。</p> <p>それでは最初に事務局の方から、課題が一つ増えたことについてお話いただきたいと思います。</p> <p>事務局：</p> <p>今回の入所基準の改定とは別枠で考えていただきたいのですが、保育園の建替え計画がございまして、この建替えにあたっては、仮設園舎を別のところに建て、約1年間そちらで保育をすることになります。保育園舎につきましては、みどり保育園に関しては現在のあるところから歩いて10分、自転車で5、6分のところにあります。田無保育園についてはそれよりも少し遠いということになります。それからみどり保育園と田無保育園については新園舎ができたときに民間委託にする計画があります。そのような中で保護者の方から、仮設園舎では今のところよりも遠くなると通園が大変である、通勤時間に間に合わなくなる、あるいは民間委託になることを知らないで</p>	

入園したので転園措置について優遇してほしい、というご要望をいただいています。事務局としても、そのような計画があるということを、今入園されている方にはお知らせできなかった状況がありましたので、一定の優遇措置が必要と考えているところです。一方でこの問題とは関係ない人で、兄弟が別々に通っているので一緒にしてほしいという転園希望も、また別にあります。同じ所に転園希望を出したときに、仮設園舎や委託を理由とする転園を一律最優先してよいのか疑問を感じているので、一定の加算点をつけるなどのなんらかの対応をしたいと考えています。

このようなことに関して、審議会としてのご意見をいただけたらと考えています。

森田会長：

そのようなことがありますので、この議論が終わった後に議論させていただきたいと思えます。

今日の議論ですが、8月31日付で皆さんのお手元に西東京市の保育園父母会連絡協議会から審議会あてに意見書がきております。この意見書も含めて、今日最後の議論をしていきたいと思えます。

今までの審議会の議論を踏まえ、入所選考基準の事務局の修正案というのが出ています。それから事務局から最初に配布された「入所選考基準の改定について」という、今どのような問題があるかという資料があります。それをもう1回振り返りながら、議論がまだ不十分な点、確定しなかった問題について今日議論していきたいと思えます。その際に、元々父母会の方々にはこの審議会に参加を求めてきた、ということもありますので、先ほどの父母会からの意見書についても参考にしながら、今日の最終の議論をさせていただきたいと思えます。

それです。今までの議論ですが、「入所選考基準の改定について」の基本的課題というところの、基本指数の点数幅、父親の保育に欠ける状況の反映、情報公開の問題、それから個別的課題のところの、自営と外勤の取扱い、残業時間の考慮、出産の取扱い、疾病・傷病の取扱い、障害者の取扱い、それから病院等の付添いの取扱い、在宅介護・看護の取扱い、不存在者の取扱い、就労内定者の取扱い、夜勤勤務者の取扱いについてまでは議論をしてきました。

その結果、いくつかの修正点が当初の提案から出てきています。この議論をした中で、出産につきましては、出産のために保育にあたれないという場合には35点という点数をつけることで了解がとれています。重要な点がもう一つあって、産前産後の時期が入所期間になっていますが、引き続き入所を希望される場合には、きちんとそこで再申請をしていただいて、保育に欠ける状況があるかどうかということを再度検討していくという点を確認しています。

2番目ですが、在宅あるいは病院での看護や介護が必要な場合ですが、その場合の点数はどれくらい付添いが必要なのか、どれくらい在宅での介護時間が割かれるのかということについては、病気の状況等も踏まえて、あまり細かくするとこれもまた判断がつかねるということもあって、大きく病院の付添いの場合は25点、在宅介護の場合には50点と35点という点数にしながら、それ以外の場合ということで20点をつけるということにしました。基本としては、事実があまりよくわからない、あるいは書類を出してもそれがずっと継続するともいえない場合については、推測で入所を左右するような点数化をすることは不適切ではないか、ということがありまして、このような形での配点となりました。

3番目について、保護者に障害がある場合もこれに準じて基準を作ってはどうかと

ということで、同様の2通りの点数化を行うということになりました。

それから疾病や傷病のうちの一般療養というものが以前はありましたが、これについては削除しています。一般療養というのは通院ということですが、これについては入所の形というよりは、通院が必要な場合にはいわゆる一時保育やファミリーサポートセンターなどの多様なサービスの利用していただくということで、このような形となっています。

4番目の内定者ですが、この就職が内定しているということについては、審議会では就労している場合でも内定者でも同一に扱うという基本的な議論をしました。これについて、事務局の方から2つの点で差をつけたいという依頼が出ています。これについては、1つは実際に就労している人と内定者では、内定ということですから就労されるということではあるけれども、現に就労している者と比べると保育の必要の度合いにおいては差が生じるという考え方と、それから多くの自治体では内定者と実際に就労している方とは差をつけているということで、ここで内定については差をつけたいということが出ています。しかし、内定証明書の有効期限については、この審議会の中でも議論しましたが、実際の内定から本当に就労しているかどうかの確認をきちんととっていただきたいという議論がでておりました。そういう意味で、徹底して行っていくということを反映して内定証明書の有効期限を1ヶ月とし、入所後の就労状況等の調査をしっかりと行うというルールを取り決めています。

それから調整指数なのですが、これについてもこれまでの議論の中で、本来は1週間なり1ヶ月の勤務日数、あるいは大きくいえば勤務時間が夜をまたがる、あるいは1日おきに夜勤を行うなどの多様な勤務形態があるということと、土日勤務、祝日勤務というのかなり増えてきているということから、将来的にはおそらく完全に勤務時間を日にちで割ってみるというような考え方も必要になってくるだろうという議論も致しました。それで今の段階では1週間の勤務日数、勤務時間を合計したうえで、8時間で割って行くという形で、今のルールである1日何時間勤務で、1週間で何日勤務するかというところに当てはめていただくという形で、勤務の形態による不利益が生じないように調整指数をつけていただくということで、この審議会の議論の結果、夜勤者の調整指数は削除するということにしました。

6番目の入所指数が同点の場合の優先項目についてですけれども、これについて今の段階では議論しておりませんので、今日の議論の中に含めさせていただくというふうに考えております。

以上が事務局から出てきているこれまでのまとめになりますけれども、3つ目まではこれまで議論してきたことのなかで、具体的に事務局の修正という形でできたものです。そして4番目につきましては、若干この議論をもう少し修正させていただかないかという要請が出てきています。

それで今日は、これまででまだ議論していない項目について、「入所選考基準の改定について」という資料の中での調整指数のことについて議論をしていきたいと思えます。

まず、先ほど事務局の方からでてきています内定の問題について結論を出したところで、調整指数について今日は議論をしていきます。そして調整指数の中で、これまで議論できていない項目について指摘させていただきたいと思えます。まだ議論していないものは、父母ともに求職の場合、兄弟姉妹で別々の保育園に入所している場合の考慮、親族が経営している会社に勤務している者の取扱い、非課税世帯の取扱い、それから保育料等の滞納者、これらについて、今日の議論をしていきたいと思えます。

それではまずこれまで議論してきたことの中で、事務局のほうから変更の要請が出

ております、内定者の取扱いについてになります。就労内定の証明を出されたときに現行では就労と同じ基本指数を適応しています。しかし実際に就労するかどうかは申請時点では未定のために、就労内定という項目を新たに設定して、開始の時期によって指数に差をつけるべきではないか、という提案です。それについて現在は就労と同じ調整指数はつけないということでしたが、就労内定者が本当に就労しているかどうかも確認もなかなか取れない中でどうするか、というような議論だったと思います。しかし事務局の方では違う形でやはり差をつけるべきだということでの提案だと思うのですが、これはなぜかということについて少しご説明していただけますか。

事務局：

私どもの方で差をつけるべきではないかという考え方にたつのは、第一に実際に就労されている方は現に保育を必要としているわけです。まずはその点を押さえないといけないと思います。内定の方は、もちろん内定ですから今後就労する予定があるのですが、それはあくまでも予定ですから、やはり実際に就労している方と予定の方とを比べたときには、現実的に、現に就労している方のほうが保育の必要度合いが高いのではないかとということがまず一つあります。

あともう一点は、他の自治体においても実際に就労している方とそうでない方には差を設けているというのが大きな理由なのです。それと同時に入所の審査をすると、内定で入所した方の中でその後実際に就労していない方も多々見受けられるという現実もあります。そういった点で差を設けるという考え方にたっています。なお、就労内定後の実態調査というのも行っていく予定でいます。

森田会長：

いかがでしょうかね。議論の中では、審査段階で実際に就労するということが決まっているならば、状況としては就労している人と同じではないかという議論もあったわけです。そこで確定しない状況だったと思うのですけれども、そこから就労するかどうかは調べなければわからないですので、やはりここについてはある程度差をつけるべきではないかというのが事務局の再提案なのです。ここでは、内定の場合ではマイナス5点ということが出てきています。

マイナス5点という点数自体は、この調整指数の中でいうと育休明け予定者の場合はプラス5点とか、父母ともに求職中の場合はプラス5点とか、あるいは認可外などの保育室に子どもを預けているという場合にもプラス5点とか、それと同じ点数を引くということになるわけですね。

川又委員：

内定の場合ですと、たとえば常勤に近いような方に内定を出す場合では、元の基本指数が高いからここでマイナス5点をしてあまり大きな影響はなくて、時間数の少ない方、元々の点数が低い方のほうがけっこうきついなという話ですよ。具体的に、結局就労しない方というのはそういう時間数の少ない方のほうが多いのでしょうかね。たとえば常勤になるのを予定している方に相当に不利になるようなものはどうかとは思うのですけれども、そういうほぼ常勤になるようなところで内定している方は働くのかな、と思うのですけれども。そうすると、そんなに影響ないのならばよいのかな、と思うのですけれども。

事務局：

常勤で、正規の職員であるような場合には、内定後その仕事に就くという割合は非常に多いです。やはりどうしても、まあこういう見方はあまりよくないのかもしれませんが、パートの方やアルバイトの方というのは、採用内定後そこで就労していないケースが多いです。

森田会長：

どうでしょうかね。ただ、たとえば常勤で決まっているかたが、マイナス5点されることによって保育園に入れないということになると、それは逆に今度は内定それ自体もクリアできないということになってしまうこともありますよね。だから前回議論したときには、もし入所できた場合に入所後の審査を徹底していただきたいと、それで内定の場合にもこうした証明や就労自体も2ヶ月後にはきちんとしていただいて、そのうえで継続をされるようお願いしたい、というようにお話をしたのだと思うですけれども。

川又委員：

確かに希望する保育園に入れないということもあるかとは思いますがね。駅に近いようなところは5点引かれただけでも入れなくなりますよね。

森田会長：

フルタイムでも入れないような保育園もありますものね。

川又委員：

今は内定証明が出れば大体この1年はずっと保育園に入れてしまうというような暗黙の思いがあるから、そういう状態が続いているというようなことですよね、基本的には。

事務局：

なるべくそういうことをなくすために、採用後に勤務証明を出していただくように保護者の方にお話はしています。ただみなさんがそうなさるわけではないので、こちらとしても難しいところなのです。

森田会長：

徹底してもらえばなんの問題もないことなのですよね。でもそこがあとの問題ともからんでくるのですけれども、やはり児童福祉施設でもあるわけなので、要するに退所勧告というのを出したことはないのですよね。

事務局：

そうですね。前回もお話しましたように、西東京市では今のところないです。

森田会長：

だから、暗黙に内定で入所した方も、そこにお勤めにならなかったとしても、そのまま在園するということが起こり得ている、ということが背景にはあって、そういった人達のために、フルタイムで内定したとしてもその人が不利益を被るということに

なってしまう。それはなにかしのびないですねえ、という話で、一体これはマイナスにすべきなのか、そのまま原則で押し通していただいて、入園後の厳しい審査をしていただきたい、と要請していくべきかどうか。

川又委員：

たとえば入所の決定期間を1年ではなくて、2ヶ月とかにして、そういう決定の出し方はできないのですか。

森田会長：

たとえば入所期間を2ヶ月だけにすると。

事務局：

それは可能です。現在求職の要件で入所した方は、保育の実施期間は2ヶ月ですし、出産の方は5ヶ月です。

森田会長：

そうですね。

川又委員：

だからできたら退園すべきですね。2ヶ月で書類が出てこないのであれば、継続ではないと。退園通告というか。

事務局：

昨年度までは、そういった措置がありませんでしたので、たとえば求職は2ヶ月という規定になっていたのですが、その方について退園勧告、あるいは退所ですよというようなことはしてこなかったのです。それでそういった反省をふまえて、今年は求職の方には2ヶ月経って調査をして、就労していない場合には、多少余裕を見てもいますが、退所勧告をしています。今年から始めました。

森田会長：

対象になった方はいますか。

事務局：

います。

森田会長：

いかがでしょうか。もうどちらにとっても対象者はいますので非常に難しい判断ではあるのですが、やはりこれはある程度こちらで判断をしないと事務局が大変困られるので、どちらかにしなければならぬのだと思うのです。それでももちろん利用者の方々にもご協力していただいて、出来る限りやはり優先度の高い方々に入所していただくという趣旨を徹底させたいということだと思っております。

佑成委員：

やはり基準をきちんと設けて、2ヶ月だったら2ヶ月までで、その後はきちんとし

た勤務証明書をだしてください、という感じで継続していくと、そういうシステムを作る必要があるのではないかと思うのです。

森田会長：

困ったときに海老沢さんを指して申しわけないのですけれども、現場ではどうお感じになりますか。

海老澤委員：

2ヶ月を限度として就労の実績がなければ退所ということですが、2ヶ月という子どもたちも、年齢にもよりますがクラスに慣れてきますよね。子どもにとっては毎日の生活ペースが、朝保育園に行って友達と遊んで帰ってくる、その繰り返しですから、普通は2ヶ月経てば、生活パターンが定着しますよね。

その時点で親がどこにもお勤めしていないため、保育の実施の期間が切れたので退所ということになると、子どもに説明ができないのです。「どうして明日から行っちゃいけないのよ」ということになる。

森田会長：

そうすると最初から入れないなら入れない方がいいということでしょうかね。

海老澤委員：

内定ということは、9割がた就労が決定しているということでしょう。内定証明書という書類があるわけだから、会社もそれを認めているし、本人もその意志があるということですから。予定だからわからないということではなくて、内定ということは遅くとも来月くらいからは出勤するのではないかというふうに思うのです。そのあたりが不思議に思うのですけれども。

森田会長：

4月入所の場合には、けっこう入所の手続きをするのが早いのです。3ヶ月4ヶ月先の就労ということになるので、そういう意味では先の就労ということなので簡単に出してしまうということもあるのかもしれません。

いかがでしょうか。これは難しいとは思うのですけれどもね。ただ児童福祉施設ですので、やはり優先度の高い方を入所させざるをえない、ということはあると思うのです。

何が不正で何が正当なのかというところが明確にされないと、なかなかこのところは難しいとは思うのですけれども、ちょうど今日もうひとつ議論しなければいけない、親族が経営している会社に勤務している者の取扱いに関する議論が同じようなところにあります。不正につながりやすいというのではそうなのです。親族のところに勤務するというを書いてもらって、でも実際は勤務しているかどうかはよくわからない、あるいは親族のところであればある程度配慮してもらえるのではないかという思いが多分マイナス点というところにあるのだらうと思うのですけれども。実際は親族のところだからこそかなり勤務しないと、たとえば小規模の商店主などであれば、うまくいかないといくこともあるだらうと思うのです。

ご夫婦で自営をされていて、補助的な勤務の場合にはマイナス点が付くという考え方で、これらも同じような問題だと思ふのですけれども。

全員が入れない以上は、でもどこかで差はつけなければならないのですからね。入所基準というのは今まで議論してきましたように、全員が入ればこんなものは何も作る必要はないわけです。要するに限られた部分で、しかも便利なところに皆さん利用なさりたい、でもそこに入所できる人数というのは限られているわけで、となるとそこに入らせていただく方の優先度というのをつけなければならないということだと思ふのです。いかがでしょうか。

村松委員：

たとえば4月入所のときは3ヶ月4ヶ月前に内定証明書というのは、それはちゃんと正式なものが会社なりなんなり、勤務先から出ているのですよね。それにもかかわらず、4月になると実際には就労していないケースというのがあるということですよ。これはどうしてそうなるのでしょうか。勤務予定ということで会社が出しているのですよね。

森田会長：

やはり先ほどの親族が経営している会社とか商店とか、たとえば夫が自営業の店主であって、妻がそこで同じように勤務する、そういった場合でも内定、勤務するということになりますので、それを疑ってはいけないけれども、現実に行われているのは虚偽の内定、そのときには勤務させるつもりだったけれども、たとえば1日でも2日でも勤務したら、やはり勤められないわ、とって辞めてしまうという場合もありうるわけです。

村松委員：

ただ私も海老沢先生と同じで子どもの立場というものを基準として考えると、1ヶ月なり2ヶ月なり保育園の生活が始まったところで退所というのは、子どもにはかわいそうだなという気がしますね。ですからその前に何かやはり歯止めというか、要するに法によって運営されるのでしょから、何らかの基準というのを、そこにきてからもっと基準に合っていないから退園よ、という措置はちょっとできないのではないかと思います。

森田会長：

いかがでしょうか。そういうご意見を入れるとなると、内定者には多少マイナスの点数をつけておいて、そしてもちろん内定者の入所がきちんと遂行されたあかつきにはこの項目を出来る限りはずすと。出来る限りはずしたいけれどもこの際はこのマイナスの点数を入れる、ということですよ。

村松委員：

実際にそういう問題があるのであればね。ないことが望ましいのでしょうけれども、現実としてはなかなか、人間社会は思うようにいかないといいますが、そういうのはありますからね。

川又委員：

基本的にマイナスがどうのこうのよりも、それはお約束しながら働かなかったというところに関しては、社会的にはある面では虚偽の申請したようなものですから、そ

れに関してマイナス5点でそのまま入所して、その後ずっと入るとというのは、なにか納得できない。ですから、働こうとせたく思ったのだったら、働いていただくように働きかけるのかなど。それでどうしてもいろいろなご都合でできないのだったら、私なら逆にそういう人が入って1年ずっといて、一方入れない人がいるのだったら、なにか、やはり納得できないと言われてしまうので、それは子どもがどうこうというよりも親の責任ですよね。親がそういうふうに出しておきながら、そして内定しましたということを出されているというのは、仕事を探していますということ出されるのでしたらもっと低いですけども、でもそれだったら嘘ではないかもしれないけれども、でも会社としては働きますといいながら来なかったというのは、社会的に言ったら、そういうルールも守れないような方はとんでもない人ですよね。内定で入所する方は、4月の前にも確認していただきたいですね。もし働く気がないのだったら、もう退所してくれという感じですね。

村松委員：

保育園に入れてしまってから、一生懸命本当にやる気があるのですかどうですかと、そこを確認しながらも日にちが経っていくわけですから、それよりも4月に始まる前に働くもう1回確認なさるようにしていただきたい。

森田会長：

2月か3月頃にそのような確認はあるのですか。

事務局：

その作業はありません。

森田会長：

内定の方にその作業をすることは可能ですか。

事務局：

それをしたとしても、ご本人は「仕事をしますよ」と言うと思います。

川又委員：

そうであれば2ヶ月で辞めてもらうのでしょうか。

事務局：

点数をマイナスして入った場合でも、その後の調査というのはします。

森田会長：

ただ問題は、いま川又さんがおっしゃっているのは、それによって本当に入って本当に仕事をしようと思っている人が、不利益を被るのはやはり避けたい、ということなのだと思っておりますよ。つまりそれは皆さんで徹底して、もし内定が実現しない場合には、これは退所をしていただくということなのだ、ということで納得をしていただくうえで入所してもらうと。それはもう徹底するしかないのではないかと、というご意見ですよね。

佑成委員：

現場の方にとっては子どものためというのはすごくわかりますが、私も昔子育てをしていて、あの人はふらふら買い物に行ったりして、「えっどうして保育園に入っているの」という人も中にはいました。ですから、そういった部分では、待っている人たちのためにも、きちんとしていく必要があるということになります。

森田会長：

どうでしょう。これは事務局からの修正だったのですが、ここにあります2の付帯事項をできる限り厳密に、きちんとしていただいて、このまま内定者も同一に扱うということで、やはり委員会としてはこういった方向にいくということにいたしましょうか。よろしいでしょうか。

申しわけありませんけれども、事務局案は却下させていただきますので、これでなんとか調整していただきたいと思います。また申請された方に対してきちんと注意を促していただくと、いうことをぜひともお願いしたいと思っています。

それではこれと関連しまして、親族が経営する会社に勤務しているものの取扱いということなのですが、これについてマイナスをつけるべきではないかという議論が出てきているのです。

今日の入所選考基準案の調整指数表にはマイナス5点というのができます。つまり補助的な勤務者となっている場合には、たとえそれが8時間勤務であっても、マイナスの点をつけるということですね。今回はどのような場合でも、いわゆる自営・外勤を問わず、勤務時間によって審査をするというふうな形にいたしましたので、それに付随してこういうことが起きてくる。少し差をつけないと、ほとんどみんな同じになってしまって差ができませんから、どうするかということになるのですが、いかがでしょうか。

川又委員：

具体的に、兄弟のところに勤務するとかあると思うのですが、これは親族だという記入項目があるのですか。

事務局：

それは自営の方の就労申告書には、どなたが経営している会社かを記入する欄がありますので、そこに記入していただきます。ただあくまでも申告です。

森田会長：

正直に申告されるかどうかですよね。ただこちらがそれを調査するわけではないので、虚偽の申告というのは罪ですから、申告をきちんとなされば良いというわけですから、その場合にはマイナスの点数をつけるということですよ。

川又委員：

それは具体的に申告された時間数までやらない場合もある、ということでマイナスを付けているのですよね。

森田会長：

ということですよ。要するにたとえば8時間勤務というように出したけれども、

7時間で終えたり、6時間で終えたりというような事例が出てきていると。よって、親族のところで勤務する場合には、マイナス5点をつけるというようなペナルティを課すということですね。

事務局 :

親族あるいは配偶者が経営する会社で仕事をしていて、控除の対象となっている方をここでは指しています。ですから働いている方全員ということではなくて、その中でも控除の対象となっている方については、やはり勤務時間が少ないであろうという推測のもとに、このような項目になっています。

森田会長 :

実際にそういう場合があるということですね。

事務局 :

そうです。

森田会長 :

それは130万円くらいまでの方ですね。

川又委員 :

そうすると日中どのくらいの就労なのですか、協力者ですと。

森田会長 :

ここでいうと、週に5日間の就労だと8時間の場合だと50点で7時間だと45点ですから、それくらいの差がでてくるということですね。たとえば同じ商店の場合でまったく他人のところで7時間勤務する場合と、自分のところで8時間勤務されている方が同じ点数になるということですね。1時間の差が出てこないということですね。

川又委員 :

要するに申告の勤務時間が何時間かを疑っているということのような気がするのですが、自営の方たちには。

本間委員 :

就労時間を8時間でだしているけれども、実はもっと短いのではないかと。

森田会長 :

あるいは少なくすることが可能なのではないかとということですね。

川又委員 :

だから別にきちんと申告すれば、なにも変わらないのだろうなと思うのですけれども、それはけっこう融通がきいてしまうから、当然少ないだろうと。

森田会長 :

ただこの問題はかなり過渡的なものだと思はるのですね。かつては、自営の場合にはかなり点数が低かったのですよね。それをいっきに外勤の場合と同じに引き上げたわけですから、それを今回少し、移行期の緩和みたいなかたちで、少し自営の方々にマイナスの点をつけておく、というのは一つの方法かと思はるけれどもね。

どうですか、これまでの自営に関する点数表と、今回自営も同じにして、逆にマイナス点をつけるという方法とは。

事務局：

考え方としては、外勤の方もどんなお仕事でも、みんな就労という一つに見ましよう、それはもう仕事に差別はなくて、みんな仕事をしていますということで同じに見ましようというのが基本的な考え方です。それは、今までの現行の考え方とは違っています。

しかし先ほども会長がおっしゃったように、みんな一緒ですとここで差が生じないというのが、実際入所を担当している者としては非常に苦労するところで、やはりどこかで差をつけないと、全員が入れるわけではないので、差を設けるわけです。それでどこで差をつけるかということ、同じ時間勤務しているということであれば、ひとつは第三者の会社、企業であれば、そこに拘束されているという事実があります。しかし、こういった見方はご批判があるかもしれないですけども、親族のところで仕事しているのであれば拘束は多少ゆるやかでないか、ということがあります。なおかつ第三者の会社にお勤めであれば、やはり就労契約みたいなものがありますから、7時間であればきちんと7時間は働かなければいけないですけども、自営の方のお手伝いの場合には、そのあたりも多少融通がきく。その点を判断して、差をつけるといった場合にはそこで差をつけざるをえないというのが現実の問題です。

森田会長：

いかがでしょうか。これはやむをえないという事でよろしいでしょうか。

村松委員：

確かに多少拘束が緩いということはわかりますね。

森田会長：

それではこの項目については原案どおりマイナス5点ということで処理させていただきます。

それでは、あと残されているもののなかで、所得に関するものがありまして、父母ともに求職されているという場合ですね。ご両親とも失業されているとか、あとはお一人がたとえば病気になられて、お一人が介護にあたらなければならない場合とかがあると思うのですが、そういう経済的に緊急に保育が必要だという場合ですね。そういう場合の調整指数はどうでしょうか、ということです。実際にこの場合には、現行ではつけていないのですね。

事務局：

現行ではありません。

森田会長：

もしつける場合には、たとえば生活保護世帯とか、ひとり親世帯などで仕事をしなければならぬという場合に、今まではひとり親の場合のプラス点というのはつけていたわけですね。そうすると、この父母ともに求職者の場合は、どういう場合がありうるのですか。父母ともに求職の場合というのは、実際に例があるのですか。

事務局：

わずかですが、お父さんもお母さんもお仕事をしていなくて、探しているというケースはあります。現行ではお母さんの点数しか見ていませんが。

佑成委員：

よくわからないのですが、お二人が求職中で、保育園に預けなければならないというのは、本当に緊急で自分が仕事を求めたいというのであれば、やはり自分の子どもを1人の方が見て、父親が先に仕事を探すか母親が先に仕事を探すとかいう、そういう気持ちがあればいけないと思います。世の中本当に甘くないのではないかなと思います。

森田会長：

要するにどちらでもいいから就職できた方が早く就職しようと、そういうことでしょうかね。

佑成委員：

そうになってしまうと、先ほどの話のように2ヶ月くらいお子さんを保育園に入れて、じゃあ2ヶ月たったから期間が来ましたよ、だから辞めてもらいますというも、あるいははずるといえるというも、結局子ども自体がかわいそうな状況がでくるのではないかなと思います。

森田会長：

お一人ずつ仕事を探すというわけにはいかないのですか。順序だてて、お父さんお母さんどちらでもよいから、二人が交代しあって子どもの面倒を見ながら仕事を探すということではできないのでしょうか。求職と言うのは1日中歩くという方法もあるけれども、面接に行くときやいろいろな時には交代で子育てをしながら仕事を探していただいてよいのではないかと。それで仕事が決まったところで内定ということで審査をしていただく、ということなのだと思うのですけれども。

事務局：

方法としてはそういうことも考えられますが、こちらとしてはそういう方法を取りなさいという指導は今のところしていません。しかし、おっしゃるとおり、そういう方法も可能だと思います。

森田会長：

別にどちらかが内定でどちらかが求職であれば、その点数がつくわけですから、これは加算をつけるかどうかだけの問題なので、加算をつける必要なしということであれば、それはそれでかまいませんが。

村松委員：
生活保護世帯とは違うのですか。

森田会長：
それは貯金とかがあれば別に生活保護世帯とはなりませんのでね。それは蓄えをとりくずしていらっしゃる場合もあるでしょうから。

佑成委員：
本当に仕事が欲しいのであれば、やはり高い給料の仕事を求めているとか、本当に自分が緊急に仕事を求めるのであれば、ハローワークに行っているいろいろな求人にあたってみるという手もあるかと思うのですね。そこで両親が求職中で、お子さんが保育園に入所して、お子さん自身があとでマイナスになるというのめかわいそうだと、そういうケースも出てくるのかと思うこともあるのですけれども。

森田会長：
これは調整指数をつけないということによろしいでしょうか。
そしてこれに関連してなのですが、非課税者と滞納者についての取扱い、それから生活保護世帯の取扱いなのですが、生活保護世帯であるから指数を増やすのか、単親に比べて点数が低いわけですが、生活保護を受けている世帯ということで調整指数をプラスするということですよ。ここでは今回非課税世帯の調整指数をなくしてもいいのではないかと、実際には他のいくつかの勤務の内定などのところで同じ点数になった場合には、ひとり親のところではかなり加点されていることになっていますし、それから障害を持ってらっしゃる場合にも加点されることになっていますので、調整指数からなくしても問題ないのではないかというふうなことが出てきています。ひとり親と障害以外のところで生活保護世帯となると、どういった世帯になってきますでしょうか。親が不存在、ひとり親、障害、病気はありますか。
でも病気ということであれば、最初の疾病のところにありますよね。疾病で生保ということでプラス点をつけなくても、疾病というところで基本指数が出てくるわけですから。どういう世帯がそこでプラスされるのでしょうか。

川又委員：
よく分からないのですが、子どもにとって小学校に入る前に集団という場が必要とも思いますが、たとえば生活保護世帯は幼稚園に入ることができないのですか。

本間委員：
希望があれば入れます。

村松委員：
生活保護を受けていらっしゃるから入園できませんということはまったくありません。

川又委員：
費用が払えるのかどうかということはどうなのでしょう。

本間委員：

それは払えるということで入園を希望されるのでしょうかね。

森田会長：

生活保護費の中に、幼稚園の授業料を加算されるかどうかということですよ。

本間委員：

加算はされていないと思います。でも幼稚園に通う世帯には市の方からの補助がでます。

森田会長：

市の方からの別の補助で、就園奨励金が出ているのです。

本間委員：

就園奨励金もあるし、補助金と2種類出ています。

川又委員：

同い年の集団がないというのも大変だろうと思うのですが、それが保証されているのでしたら、あまり生活保護だけ加算するのはよくないと思うのですが。

森田会長：

どうでしょうか。生活保護世帯の子どもで、どこも就学前に行く場所がないということでは、子どもにとってよくないので、保育園に優先的に入れるということを考えていかなければならない。けれども幼稚園に生活保護世帯が入った場合には、どうも市のほうからの補助金がいろいろ付いてくるようだ。生活保護を受けていても幼稚園にも入ることのできる条件が、西東京市ではできているのではないかとということです。でもよくわからないとおっしゃるので、そのところは確認をしたうえで、もし幼稚園にも入れるという条件があるならば、なにもあえて生活保護世帯だからわざわざ保育所に入れなければならない、ということはないのではないかとというのがご意見ですね。

事務局：

確かではないのですが、幼稚園には入れると思います。ただ幼稚園に入ったからといって幼稚園の授業料の上積みはないのではないかと思います。

村松委員：

そうですね。今申し上げたのは、幼稚園としては、生活保護を受けている方を受けませんということは、まったくないですね。

事務局：

実際は生保をうけていて幼稚園に入っているお子さんもいらっしゃいます。それで結局保育園というのは集団保育の場ですけれども、第一義的には保育に欠けるお子さんの保育を行っていくのが目的で、集団保育の場というのは二次的なことになるというのが基本的な保育園の考え方だと思います。

森田会長：

そうしますと生活保護世帯のプラス10というのはもういない、と考えてよろしいでしょうか。

事務局：

あともう一つは、生活保護世帯は生活の困窮度は高いので、早く就労してほしいという目的で、どこの市でも加算をしているところが多いです。

また東京都の考え方で、生活保護世帯と単親世帯は、自立の方向に向けて入所についてはある程度優先的な入所をなささいという考え方がありまして、そのことも含めまして加算点をつけています。

森田会長：

いかがですか。まあ入りやすくするということと、それで勤務するかどうかということはまた別の問題ですからね。なかなか難しいところでもあるわけですが、10点加算するということになると、ひとり親プラス生活保護ということになってくるとかなり加算がされるわけですがけれども、ちょうどモデルケースを見ていただいても、生活保護を受けているということになるとかなり順位としては上になってくるのですね。8月4日の資料ですと、自宅でお母さんが保育されていて、父親は離婚でいなくて、そして仕事を求めている方が1位になります。それが1位になって、両親ともに外勤の方は3位になるのですね。2位はやはり父子家庭で、父親が1人で子どもを育てていて、おばあちゃんが自宅で保育している、この場合に2位なのですね。ですからこの基準でいくと、ひとり親家庭が優先されて、外勤者はその次ということになっているのですね。だから東京都の意図としては非常に優秀な入所基準になっているのですね、実際的に言えば。

事務局：

今まで西東京市ではそういった考え方で行ってきましたので、その流れに沿っていますが、他の自治体では東京都の考え方に準じないで、単親世帯の方も低い点で抑えているところもあります。

森田会長：

だから、共働き家庭を優先して入れようとしたら、やはりこういうふうにはならない。こういうふうにすると、単親世帯が優先的に入れる入所基準ということになっているわけですね。

事務局：

事務局でもここは見解の分かれるところで、実際に就労している方を優先したほうが良いのではないかと、という考え方もあります。

森田会長：

西東京市でいわゆる共働き家庭が保育園に入りにくくなるということになると、西東京市で共働き家庭が減って行くということになります。それで生活保護世帯の方やひとり親家庭の方は入りやすいので、ここに集まってくる、ということも起こりうるわけです。保育園に入りやすいということは、そういうことになります。

村松委員：

そうすると税金が入りませんね。

森田会長：

そうですね。保育料も入ってこない。それはそういうことになるのですね。そのへんのところはある程度最後に調整しないと、本当に、保育所というのは両方の機能があって、やはり働くことを支えるという施設でもあるわけで、その部分を含めていくということも、これも問題でしょうね。働くことを支えるという施設でもあっていただかなければならない。

今の基準ですと、ひとり親の方は1位2位になって、そしてフルタイムで子どもをすでにどこかの保育室に預けている場合でも3位なるのですね。それで4位が、どちらかが正社員で働いていて、どちらかが疾病でいらっしやると、自宅におばあちゃんがきてくださって保育している方ですね。まあこんな感じですね。

佑成委員：

両方が外勤の場合で、最初に両方が勤めていて同じ外勤で、結婚してお子さんが産まれて、どうしても保育園に入れなければならないということは、その両方が勤務としては辞められない仕事という部分があると思うのですね。それを続けていくというところでは、保護家庭でいらっしやって子どもがいて、じゃあ就職を出来るだけしてくださいというふうに実際に指導か何かがあって、というならよいのですけれども、そうではなくてずるずると生活をしていて、それが2位で、両方が外勤で3位というのはやはり、私自身の考え方としてはどうかと思います。どうしても辞められない仕事というのは、両方あると思うのですね。

村松委員：

両方が上手にカバーできるといいのですが。

森田会長：

難しいですけどもね。だからどういう方たちを優先するかということで、たとえば一番優先しなければならないのは、共働き、両方がフルタイムで働いている方なのか、単親で今仕事を探している方なのか、ということですね。まあこのへんですね。それで生活保護というのはそのときにどうつけるか。生活保護をつけなければ1位にはならないですよ。生活保護をつけなければ何点になるのでしょうか。

事務局：

現行の場合は類型が8で点数が基本指数の10点、調整指数が単親未就労で2点と生活保護が3点で15点です。

森田会長：

新しい案だと、ひとり親で母親が求職中、生活保護世帯は2位になるのですね。1位と2位が入れ替わるのですね。

川又委員：

ひとり親というのは大体どのくらいの割合いるのですか。1割とか2割とか、どれくらいですか。

事務局：

数字でどのくらいというのは今出せませんが、比率としては多いと思います。

海老澤委員：

1割以上はいますね。そう思いますけれども。

川又委員：

大体1割くらいなのですね。そうするとフルタイムの両親というところは、ほぼこの保育園でも、基本的には大体入れるのでしょうかね。ある程度の割合であれば、仕事をしてくれとか、優先度合いというのもあるのでしょうか、そこがうんとふくれちゃっているのだったら、もうちょっと考えていかななくてはならないかなと。フルタイムで外勤の人が入れないのだったら、どうかと思うのですけれども。ほどほどの割合で、というところも、あるかなと。

森田会長：

生活保護の問題をどうするかということで、そんなに大きな変化はないのですね。1位と2位の入れ替わりがあるわけですが、問題はこの生活保護をどう位置付けるかということで、プラス10点をこのまま原案どおり加算するのかどうか。ひとり親である場合は加算しているわけですから、生活保護のところで、もし仮に両親そろって、かつ、生活保護の場合でしたら、さきほどの話ではないですが、どちらかがきちんと働けるように努力してくださいというふうに、お願いするというのも可能ですよね。どちらかが子どもを見ていて、順序よく生活設計をたてていただきたいというようなことで、そうするとひとり親ということである程度の加算はできていると。

それでは、調整指数からなくすということによろしいですか。

委員：

はい。

森田会長：

ではそうします。

次に滞納の問題ですが、現在入っている子どもの保育料が滞納の場合に、申請ができない、あるいはマイナスの指数をつけているというような選考基準のところがあります。この点については父母会からの要望でも、配慮をいただきたいと、むしろ、税金はもちろん公的年金保険料の滞納もないことを条件にしてほしいというかなり厳しいご意見も出てきています。ただ保育園というのは児童福祉施設ですので、どんな状態であっても入れなければならない子どもというのはいるわけで、それはちょっと別の問題だと思うのですが。

いかがでしょうか。この滞納の問題をどう扱うのか。考えなければいけないことですね。

川又委員：

すごく保育料は、うんと安くしていますよね。改定になって今回ちょっと保育料を上げましたが、生活保護は無料ですけれども。

森田会長：

保育料の高い安いではなくて、払わない人は安くても払わないし、高くても払う人は払うのです。これは滞納者ということですから、別に保育料が高いから滞納者ではないのです。

川又委員：

困っている人が滞納者だというわけでもないのですね。

森田会長：

これは全国的にもそうですね。

事務局から何か付け足すことはありますか。これはなかなか難しいなあということだけですか。気持ち的にはよくわかりますけれども。

事務局：

現実的には、入った後で滞納しているから保育園をやめてくださいというのは先ほどおっしゃったような福祉施設なので、ちょっと難しいという現状にあります。

村松委員：

ただ父母会連絡協議会からこれが出ているというのは、そういうことが見られるのでこういう提案がでているのですよね。

川又委員：

実際に払わない方がいるということですよ、すでに入っている方で。

森田会長：

要するに、払っていないといううわさを聞くとか、そういうときに、ご自身としてはこういう気持ちになるのでしょうかね。

川又委員：

基本的には別々の問題で、必要なものは取り立てなければいけないし、子どもが基準に入っているのだったら入所させなくてはならないし。

森田会長：

可能性があるとするれば、新しく入所申請があった場合に、前に入所している子の保育料を払ってくれということは可能かもしれませんね。それも難しいのでしょうかね。払っていないけれども次の子をまた入れてほしいと、そういう方もいらっしゃいますよね。

事務局：

入れてもらえれば、働きに出られるから払えますとかいうこともあります。

本間委員：
おかしいですね。

川又委員：
子どもの保育を何だと思っているのでしょうかね。

森田会長：
払えると思うから保育料を設定しているのですよね。それを払わない。払えないのだったら払えない条件を、市のほうにきちんと説明していただいて、保育料の減免がとれるようならとっていただくということなのですね。所得がなくなったりした場合には減免がありますよね。

村松委員：
幼稚園にはないですね。

森田会長：
やはり卒園のときにはちゃんとお払いになって出て行くのですか。

村松委員：
そんなに滞納はありませんね。遅れる人はいますけれどもね。

森田会長：
そうですね、払えないとかで。でも皆さん払って出て行かれる。

佑成委員：
保育料は段階的につけていますので、そういう方というのがどういうふうを考えているのか全然わからないのですけれども、私なんかもある方から聞いて、うちの子もなんかは一番高い保育料を払っていておやつも同じ、なんて話も聞いたことがあるのですけれども、そういう方が、税金を払っても保育料も払ってなくてずっと保育園にいられるというのも、子ども自身がそういう親御さんの状況を聞いて、子ども自身にすごく悪い影響を与えたいと思います。だからそういうところを考えると、やはり払ってもらおうというのは常識的なことだから、と思うのですけれどもね。こういう方が中にはいるのでしょうか。

川又委員：
こういう方にも、保育園ではその1人に対するお金が相当かかっているわけですからね。

村松委員：
そういう方はなんとおっしゃるのですか、払えるようになったら払うよとおっしゃるのですか。当然催促はなさるわけでしょう。

事務局：

われわれは税の部署ではありませんから厳しい取りたてはあまりしていませんが、一応催促した場合には、後で払いますというような回答が多いですね。

村松委員：
それで結局払わずに卒園していくのですか。

事務局：
数としては、少ないですがそのようなケースもあります。

村松委員：
でも父母会からこういうものが出されるといのは、やはり見かねるといのか、そういうことがあるからでしょうね。

森田会長：
だからいわゆる申請者の中で、入れる人と入れない人の差をつけていかなければならないとなった場合には、少なくともそういったルールを守っている人の中で入れてくれ、ということなのだと思うのです。そうすると、そういったことを配慮しながら、でも児童福祉施設であるということを考えた場合には、難しいことですよ。払わない人はもつてのほかですけれども、払えないという方についてどう配慮するか。

新しく申請される場合と転園希望という場合には、再審査ということになるので、その場合には在園児に滞納がない、ということを経験するなどの条件を付けるなど。どうでしょうか。できれば、申請時くらいは、保育料の滞納があった場合にはマイナスをつけるということでもよいでしょうか。ただし最終的にたとえば虐待とかの要素が見られるとか、保育園に入ったほうが望ましいとかという、児童福祉的措置によって入る子どもの場合は、点数は何点でも入れるわけですから、はっきり言えばそうではない、子どもの問題ではない場合にマイナスがつくわけなので、マイナスをつけても問題はないかなということはあるのです。

佑成委員：
やはり納税の義務とか、そういうのは義務ですので、つけていくということでもよいと思います。

森田会長：
それではこれは検討していただくと。在園中の保育料の滞納については、マイナスの調整指数をつける方向で、ご検討いただきたいということでもよろしいですか。それでできれば今回のところでそれを載せていただきたい。子ども自身に福祉的措置で入れなければならないところは、これはまったく関係ないことですので、それとはまた別のかたちできちんと考えていただきたいというふうにします。

事務局：
これは税金の滞納は入るのですか。

森田会長：
入所のときの税金の滞納まではわかりませんが。

事務局：
市税ですと、まあわからないこともないかもしれないとは思いますが、

事務局：
とりあえずは第一段階として保育料、今まで入ってきている子どもに対する保育料の滞納がない。そこに次の子どもを申請のときには条件にする。あるいはこれからはどうなのでしょうね。23区では半年ごとに契約をし直すみたいなことをしなければならないのではないかと議論が出てきているのですね。入ったらそのままということではなくて、在園している条件証明のようなものをきちんと取って、保育園入所はいわゆる契約ですから、契約をし直しのときにお金を払っていないということは、再契約の条件には違反するということになりますよね。お金を払って子どもを保育してもらおうという契約事項ですから。

川又委員：
すると翌年はその保育園にいらなくなることもあるのですね。

森田会長：
払ってなければね。

川又委員：
そこに続けて同じところではなくて、そこは他の優先順位が高い人が入ってしまうということもありますよね。

森田会長：
払ってない場合にはそれは起こりうる。契約の不履行ですからね。ただ、だからその場合に、当然親の生活が激変した場合の配慮とみたいなものをどういうふうに福祉的措置として残しておくか、ということはあると思いますけれども。

川又委員：
保育料を滞納しているような方にはそういうような形で、来年継続できるかどうかはわかりませんが、ということはあると思います。

森田会長：
言えるかどうかはわかりませんが、本来ならば保育園は日々契約ですから、本当はそういうべきもので、今西東京市は何ヶ月ごとに就労証明というのは出しているのですか。

事務局：
1年です。

森田会長：
だからこれをたとえばもう少し短くしていただいて、いわゆる契約事項みたいにしていく、ということはあると思います。今は契約ではない。法律上は

契約なのです。でも契約事項ではない。

幼稚園なんかは多分契約なのでしょうね。契約事項ですから当然保育料を払わないということは、再契約はないということになりますよね。そういうところに多少子どもたちへの配慮というのもあるのでしょうかけれども。ですからとりあえず今の段階では、在園中の保育料の滞納があった場合に、マイナスの調整指数をつけるということで、新規の場合や転園の場合等にそれを勘案するということによろしいですね。

それからもうひとつ残っております、兄弟姉妹で別々の保育園に入所している場合の配慮ということなのですが、いかがでしょうか。これはかなり当初からも要望もありまして、今回保護者の方々からも同一園に入所できる配慮をしてほしいという、これは特に入所されているがゆえにそういうものが出てくるわけで、入れてない方の場合にはそれもまた違うわけで、これもまた難しいところなのですね。入れている方に配慮するのか、入れていない方たちに配慮するのか、ということもあるわけですが、いかがでしょうか。転園希望をしたときに、もし仮にそこに兄弟が入っている場合には優先するという、そういう調整指数をつけるということなのですね。

佑成委員：

このことだけに限れば、やはり同じ保育園のほうが送り迎えとしては、すごく親にとってはいいと、多分お布団を持っていったりとか洗濯物を持って帰ったりとか、大きなものを持っていくには、非常に都合がいいことはいい。この点だけに限ればそう思います。

森田会長：

現在の保育園での兄弟別々に在園しているという状態の数はどのくらいですか。

事務局：

兄弟で入所している方が大体420名くらいなので、3人兄弟の方もいらっしゃいますが、単純に考えると約200組というふうに考えて、兄弟が別々に在園しているのが61組か62組で、大体16%くらいです。

森田会長：

なぜ一緒にいられないかという、そのお子さんよりも優先度の高い方がその保育園を希望しているというからですね。そういうことですね。

川又委員：

要するに入りにくい年齢の人が、違う保育園に行かざるをえない、順番が低くなってしまふということなのですか。入りにくいのは0歳とか、1、2歳ですね。そういうところは順番が落ちてしまうわけですね。もっと高い人がいるということですね。

森田会長：

これは難しいですね。だからこの保育園に入所していて、兄弟で一緒に入りたいというから、優先度の高い方がここからはずされちゃって遠い保育園に行っちゃった、ということになるわけですね。優先度の高い方からみれば、なぜ私が入れないのという話になりますし、これもまた不満の非常に大きいところになるのです。でも、兄

弟がいる人にとってみると、この人がこっちの保育園に行ってくればまだ1人だからいいけれども、うちは2人いるのだからこちらに入れて、という話になるわけですよ。どちらもまっとうなご希望だと思うのですが、下手すると、非常に指数が高くてこの保育園のすぐ近くに住んでいて、この保育園だったらとても子育ても仕事も楽だと思ってお引っ越しされたのに、ここに兄弟がいるためにはじき出されるということもありえますよね。私も経験がありまして、私はできるだけ希望の少ない保育園の近くに住んだのです。はじき出されないから兄弟で入れると思って。兄弟が別々だと本当に大変ですものね。

海老澤委員：

定員と部屋の面積と決まっていますので、だれちゃんの下の子が、入りたい入りたいといつもおっしゃっている方がいるとして、よその保育園が空いていたということで入れたとすると、別々の保育園に行くことになるのですが、じゃあその子をうちに来てくださいよとなかなか言えないのですね。部屋の面積もそうですし、職員も何人対何人という配置があるから、それをやるとなんのためにそういう法律とか規制があるのか、意味がなくなってしまい、詰めこみ式になってしまうのですね。だから分かれていても、入れないよりはいいよね、ということで終わってしまうのです。

森田会長：

でもたとえば子どもの側からすると、兄弟が違う保育園に行っていて、じゃあ転園してこちらのほうに一緒にしなさいとなると、親にとっては楽ですけども、子どもにとってみるとまた保育園が移動するということは負担ではありますよね。転園で同じ保育園になると、親は楽になりますけれども。

海老澤委員：

でもお兄ちゃんと一緒になれて嬉しいとか、そういうのもありますからね。負担ばかりでもないとは思いますが。

川又委員：

けっこう気にしますよね。

森田会長：

兄弟の場合だとそうですか。

村松委員：

まあ影響力はあるでしょうね。

森田会長：

どうでしょうか。この兄弟の転園の場合に調整指数をつけるということは。

佑成委員：

親の立場だと同じ保育園がよいでしょうけれども、入れない方にとっては、保育園に2人入れているのだから良いでしょう、という感じですよ。非常に難しいところですけども。

村松委員：

兄弟同一でなくても、保育園に入れているのだからよいでしょう、ということですね。

森田会長：

優先度の高い方を入れる、という判断においていえば、優先度の高い人をはじき出してしまうわけですから、そのときの理由として兄弟が一緒、というのを入れるのかどうかということですね。ちょうど今度の仮園舎の話も同じだと思うのですね。その場合に、優先度の高い人と、仮園舎だからこちらに来たいという人と、どちらを優先するのかということだと思うのですね。たぶんこれも同じような議論になると思うのです。仮園舎だと、非常に遠くなってしまう。だからそれだったらこっちの保育園がいいと。もう少し近いところに別の保育園があるから、私はこちらに転園したいと思っています。そういうときに、仮園舎のため転園したいという方よりも、こちらに入りたいという希望者の方のほうが指数が高い場合に、転園の方を優先してしまうところの人をはじき出してしまうわけですね。それでいいのかどうか、という議論もあるのですね。ただしこれは行政的な理由ですから、この場合と今お話している私的理由で、保育園が別々になってしまっているのを出来る限り同じ保育園に統合してほしいという希望とは、若干意味が違うだろうと思いますが。いずれにしてもはじきだすことにおいては同じなのですね。指数の高い人をはじきだしてしまう。どうしましようかね、このへんは。

村松委員：

本当にこの問題だけ考えれば、それはもう一緒に保育園がよいでしょうと思うのですが、やはりどこかで線を引かなければいけない、どういう基準にするのかというところで、基準がいろいろあるのはやはり問題でしょうね。

佑成委員：

今まで議論なさっていた優先順位というのは、それはそれなりに基本としていかないと、それにやはり2人入れているのだからいいでしょ、という部分も一つには考えて、やはり優先度の高い人を入れるということが基本だと思います。

川又委員：

やはり基本指数が低い方は、時間が短いわけですね。それならば基本指数の高い方が他にいないならば、まあ時間があるとは言ってはいけないのでしょうかけれども、そんなに市内ですごく時間がかかるわけではない、通園には10分20分余計かかるかもしれないけれども、まあ入られている人に関してはやはり基本指数が比較的低い方は、仕方ないという部分もあるかと思います。

森田会長：

では今の議論ですと、元々入所基準が高い方については転園の場合も高くなるわけで、また、子どもの年齢が高くなればなるほど入りやすくなるので、まあそこで申請していただくと。ただ特別に兄弟姉妹だからということで、加点するということは、今の段階ではやめるということによろしいでしょうか。やはり優先度の高い

方、これを優先していくということでしょうか。

委員：
はい。

森田会長：
わかりました。そうさせていただきます。

これで議論は終わりました。それからですね、ちょっとまだあいまいだったところ
が一つあります。調整指数のところ、単身赴任の取扱いなのですが、これについて
はまだ結論が最終的には出てないのですね。いわゆるひとり親に結果的にはなってし
まうという考え方と、ではあるけれどもいざとなったら、もちろん海外の場合などは
なかなか戻って来られないということもあるかもしれませんが、やはりいるといない
とでは全然違うので、そういう意味ではひとり親の場合とはちょっと違う。ただ同居
親族がない場合には若干の調整指数を単身赴任の場合にはつけてもいいのではない
か、というのが原案だったのですが、これについての議論が最終的に終了していません
ですね。いかがでしょうか。この点については。

事務局：
それともう一つですね、調整指数でいいますと、「産休明け又は育休明け予定者」と、
「育休取得により一時退園し、育休明けに再申請」、これがまだ議論されていません。

森田会長：
産休・育休明けの予定者ですね、これの議論がまだですね。

それではもう少し審議の時間が必要ですね。単身赴任の取扱いと、産休・育休明け
の予定者ということとどういう配慮をするのかということと、それからもう一つです
ね、建替えに伴う転園希望についての配慮をどうするのか、というこの4点なんです
が、回をもう一回増やさせていただいて、そこで議論していただくということによ
ろしいでしょうか。

ちょっと議論が終わりそうもないかもしれないということで、1回増やしていただ
いて、入所基準に対しての最終決断をさせていただきたいと思います。

それでは今お話ししました4点について、単身赴任の取扱いと、産休・育休明けの予
定者と育休取得により一時退園し、育休明けに再申請の場合、この場合についてどの
ような考え方でいくのかということについて、次回議論していきたいと思います。

先ほど事務局とも話し合いました、市長への答申については、最初の資料の「西東
京市保育所入所選考基準の改定について」に、それぞれどう考えるかということを入
部書かせていただこうと思っています。具体的な調整指数とかあるいは基本指数とい
う問題については若干事務局の中で最終的な調整というのものもあるかもしれませんが
で、この点については基本的な考え方についての答申にとどめたいというふうに思っ
ています。その原案も次回議論が済んでいないところについては、まだ書けませんけ
れども、ほぼできあがっているところまでは書きあげて、こういう形での答申を出
したいということまで、皆さんの了解を次回得たいと思っております。ちょっと先が
急がれますものですから、そのような形でほぼ答申案をまとめていきたいと思いま
すので、よろしくお願い致します。

どうも今日はありがとうございました。

